

総務課における気付き

- 1 参加と参画について
- 2 自主的・主体的・自主性・自立（性）・自発的が含まれる条文について
- 3 第6条をはじめとする、協働の主体に関する規定について
- 4 第19条（パブリック・コメント）の条文について
- 5 第24条（情報の提供）と山口市情報公開条例について

総務課における気付き

1 参加と参画について

- (1) 参加と参画と 2 つの言葉が使用されています。

条例上、2 つの語の関係を示しておかないと、読む者にとって疑問が生じることがあります。

- (2) 第 4 章では、「市民参画」という章名で、市政についての参画について述べられています。

- (3) 第 4 条第 1 項の「まちづくりに参加、参画する権利」と第 17 条の「市政に参画する権利」の関係はどうでしょうか。

「参画」が「参加」に含まれるものと考えれば、第 17 条において、「第 4 条に規定する権利に基づく市民が市政に参画する権利」と規定すれば、それぞれの関係を表現することができます。

2 自主的・主体的・自主性・自立（性）・自発的が含まれる条文について

- (1) 同じような文で、それぞれ違う語句が使用されていますが、それぞれの語句を選択することに理由があればよいと思います（資料参照）。

- (2) 上記の理由の違いを、それぞれの条文の趣旨・説明の中で表現できるとよいと思います。

3 第 6 条をはじめとする、協働の主体に関する規定について

- (1) 協働の主体は、あくまで「市民」「市」であり、

協働の関係は「市民と市」あるいは「市民と市民」となります。

- (2) 第 6 条の主語を「市民と市、また市民と市民」とし、協働の関係について、市民相互の協働もあるということを表現しようとしています。第 6 条だけでよいのでしょうか。

第 3 条や第 7 条なども、同様に規定しないと、第 6 条だけ市民相互も含まれ、それ以外の条では市民相互は含まれないと考えられます。

- (3) そこで、第 2 条の協働の定義について、「市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解して・・・」と、協働の主体及び協働の関係を盛り込んだものにすれば、この条例全般において「協働には市民相互の関係も含まれる」という前提が生きてくると思います。

こうすることによって、第 6 条は、「市民及び市は、それぞれの特性を理解し、相互に尊重し、・・・」という規定でもよいこととなります。

4 第19条（パブリック・コメント）の条文について

(1) 第19条について、パブリック・コメントという重要な言葉が、見出しのみで使用され、本文で使用されていませんので、本文に盛り込むほうがよいと思います。

(2) そこで、第19条第1項について、次のようにしてはどうでしょうか。

「市は、市の総合計画その他の市の基本的な計画を策定するときは、パブリック・コメント（市が基本的な計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見等を求める手続をいう。）を実施するものとする。」

5 第24条（情報の提供）と山口市情報公開条例について

(1) 情報の提供に関する規定においては、山口市情報公開条例との整合性を求めるべきと考えます。

(2) 山口市情報公開条例第3条第2項は、

「実施機関は、市民の市政に対する理解を深めるため、必要な情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない。」

となっています。

(3) 上記のことから、第24条は「市は、…略…市民に提供するよう努めるものとする。」となっていますが、「…努めなければならない。」と規定するほうがよいと考えます。

「自主的」・「主体的」・「自主性」・「自立（性）」・「自発的」が含まれる条文

1条	目的	この条例は、市民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにし、共に考え協力し、行動することにより、個性豊かで活力のある <u>自立</u> した地域社会の実現を図ることを目的とする。
2条	定義	(6) 地域コミュニティ 地域住民が<u>自主的</u>に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりをいう。 (7) 市民活動 営利を目的としない市民の<u>自主的</u>、<u>主体的</u>な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、宗教及び政治に関する活動を主たる目的とするもの並びに選挙に関する活動を目的とするものを除く。
3条	基本理念	市民は、 <u>自らの意思によって</u> <u>主体的</u> にまちづくりに参加、参画するよう努めるものとする。
12条	地域コミュニティ活動の推進	条市民は、地域コミュニティ活動を理解し、地域活動に <u>主体的</u> に参加、協力するよう努めるものとする。
15条	市民活動の推進	市民は、市民活動への理解を深め、 <u>自発的</u> にその活動に参加又は協力するよう努めるものとする。
13条	地域コミュニティ活動への支援	市は、地域コミュニティの <u>自主性</u> 及び <u>自立性</u> を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる。
16条	市民活動団体への支援	市は、市民活動の <u>自主性</u> 及び <u>自立性</u> を尊重し、その活動を促進するため、市民活動団体に対して必要な支援をすることができる。

《用語説明》

(出典:広辞苑 第五版)

自主的…… 他からの干渉などを受けないで、自分で決定して事を行うさま。

主体的…… ある活動や思考などをなす時、その主体となって働きかけるさま。
他のものによって導かれるのではなく、自己の純粋な立場において行うさま。

自発的…… 自分から進んでするさま。

自立(性)…… 他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること。